

参考（改正後全文）

社援発 0727 第 2 号  
平成 27 年 7 月 27 日  
第 1 次～第 21 次改正  
（ 省 略 ）  
第 22 次改正  
社援発 0609 第 6 号  
令和 7 年 6 月 9 日  
第 23 次改正  
社援発 0224 第 4 号  
令和 8 年 2 月 24 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

#### 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

## 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱

### 1 目的

地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等、各事業の実施要領による。

### 3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

#### (1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。

#### (2) 被保護者就労支援事業

生活保護法第 55 条の 7 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る事業。

#### (3) 被保護者健康管理支援事業

生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図る事業。

#### (4) 生活困窮者就労準備支援等事業

##### ア 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

##### イ 被保護者就労準備支援等事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労

意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業、被保護者に対する家計改善支援、居住支援を実施する事業、所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により生活保護関係職員の資質向上を図る事業、個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業）、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業、子どもの進路選択支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く）、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、並びに関係機関との連絡調整を行う事業、被保護者就労準備支援事業等の実施を加速化する事業、様々な課題を抱える被保護者に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制の構築を行うモデル事業。

ウ シェルター事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

エ 地域居住支援事業

現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者等に対し、一定の期間内に限り、入居支援や訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者やその他の関係者との連絡調整など日常生活を営むのに必要な支援を行う事業。

オ 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者ととともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。

カ 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う事業。

キ 都道府県による市町村支援事業

都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を推進する事業。

ク 福祉事務所未設置町村による相談事業

福祉事務所を設置していない町村において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必

要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ケ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ア) 生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づく事業

(イ-1) 生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業。

(イ-2) 生活福祉資金業務システム等改修事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業において利用される生活福祉資金貸付業務システムについて、都道府県社会福祉協議会が基盤更新を行うに当たって必要となる費用に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

(エ) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるようにするため、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上を図るための事業並びに当該事業に関する普及及び啓発を行う事業。

(オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりに加えて、これらの取組において役割の一端を担う民生委員の活動環境整備を行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る事業。

(カ) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員に対し、生活困窮者を始め、地域の要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(キ) 被災者見守り・相談支援等事業

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

(ク) 被災者見守り・相談支援等緊急事業

令和6年能登半島地震・豪雨災害の被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

コ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和6年度補正予算分）

増加する生活困窮者への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進や、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る事業。

サ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和7年度補正予算分）

増加する生活困窮者への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の強化、家計改善支援の質の向上のため、自治体と民間団体との連携の推進や、柔軟かつ高度な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る事業。

シ 生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員のメンタルケアや支援スキルの向上のための都道府県による、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チーム及び中間支援組織の立上げ支援や、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりを加速化する事業。

ス 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業

就労準備支援事業を利用した者が認定就労訓練事業を利用する際に必要となる交通費の負担軽減に資する支援を行い、認定就労訓練事業の普及促進を図る事業。

セ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業（令和6年度補正予算分）

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の空白区をなくし、全国的な事業実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、両事業を時限的に実施する事業。

ソ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業（令和7年度補正予算分）

就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の空白区をなくし、全国的な事業実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、これらの事業を時限的に実施する事業。

タ 子どもの学習支援等強化事業

子どもの学習・生活支援事業の強化として、モデル的に、体験格差の解消等を促すとともに、全国的な事業の実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立上げ支援や、都道府県を主体とした高校生世代に対する学習支援を実施する事業。

(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業

ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

社会福祉法第106条の3に定める、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備するにあたり、同法第106条の4に定める、重層的支援体制整備事業の実施を選択した市町村が、同事業を円滑に開始するために必要な準備を行う事業。

イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

地域における包括的支援体制の整備を推進し、地域共生社会を実現するため、福祉以外の分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地域住民を地域の中で必要な支援に早期につなぐ体制を構築することができるよう、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する事業。

ウ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

都道府県が、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備が適正かつ円滑に行われることを支援する事業。

(6) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

生活保護制度の適正な運営を確保するため、以下の事業を実施することで、適正化の取組を推進する。

(ア) 生活保護法施行事務監査等事業等

a 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が実施する生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が実施する保護施設に対する指導監査、指定医療機関・指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

b 生活保護特別指導監査事業

都道府県又は指定都市が実施する一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

(イ) 医療扶助適正化等事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

a レセプトを活用した医療扶助適正化事業

b お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業

c 医療扶助の適正実施の更なる推進

(a) 後発医薬品の使用促進

- (b) 適正受診指導等の推進
- (c) 多剤投与の適正化に向けた支援等の強化
- (d) 医療費情報・服薬情報の通知
- (e) 精神障害者等の退院促進
- d 居宅介護支援計画点検等の充実
- e 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業
- f 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業
- g 都道府県のデータ分析等を通じた市町村への支援事業
- h その他の医療扶助適正化等の推進
- (ウ) 認定等適正実施事業
  - a ケースワーカーの業務負担軽減の推進関係
    - (a) 警察との連携協力体制強化等事業
 

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。
    - (b) 収入資産状況把握等の充実事業
 

生活保護制度の適正運営を更に推進するため、不正受給防止等に資する収入・資産状況把握、関係先調査、債権管理などを徹底するための実施体制の整備強化を図る。
    - (c) 扶養義務調査充実事業
 

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。
    - (d) 体制整備強化事業
 

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。
  - b 都道府県等による生活保護業務支援事業
 

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。
  - c 業務効率化事業
 

I Tの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについて、その費用の一部を支援する。

    - ・生活保護事務処理システム改修事業
 

マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報を「中間サーバー」との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。
  - d 生活保護業務デジタル化推進事業
 

個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進する。

(エ) 被保護者に対する金銭管理支援の試行事業

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

(オ) 貧困ビジネス対策事業

いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

(カ) 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業

最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付を実施するための体制整備等を図る。

(キ) その他適正化事業

上記(ア)から(カ)までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業(生活保護の自立支援にかかる業務を除く)。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立を支援するための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(ア) 福祉人材確保事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対する修学資金等を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保推進事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者等及び社会福祉事業等に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業等経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士修学資金等貸付事業

「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(イ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県又は市が社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する指導監査。

(ウー1) 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事

## 業

経済連携協定等に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。

### (ウー２－１) 外国人介護人材獲得強化事業

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う事業。

### (ウー２－２) 外国人介護人材定着促進事業

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を推進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入等にかかる支援を行う。

### (ウー３－１) 外国人介護人材獲得強化事業 (令和７年度補正予算分)

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う事業。また、外国人介護人材の受入れと地域定着のため、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、小規模事業所等に対して重点的な支援を行う事業。

### (ウー３－２) 外国人介護人材定着促進事業 (令和７年度補正予算分)

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を推進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入等にかかる支援を行う。

### (ウー４) 介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、民間事業者のマッチング機能を活用することにより、介護未経験者等が主に有償ボランティアとして未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できるマッチング機能を強化する仕組み等を構築するモデル事業を実施する。

### (ウー５) 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業

都道府県が福祉分野全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

### (ウー６) 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加させ、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせて行うこと等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

### (ウー７) 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

介護福祉士養成施設における ICT を活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるよう ICT 導入の支援を行う。また、外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行う。これらの成果等を取りまとめ、その取組を普及・啓発するため横展開を図る。

(エ) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等を実施する事業。

(オ) 災害ボランティアセンター等機能強化事業

都道府県社会福祉協議会に市町村支援員を配置する等により、平時から、市町村社会福祉協議会への災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修等を行うとともに、市町村社会福祉協議会において、必要に応じ市町村支援員等の指導・協力を得ながら、災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

(カ-1) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

(カ-2) 「生活福祉資金貸付制度における「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 11 日社援発 0311 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(キ) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

(ク) 地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、刑事司法関係機関等と連携・協働し、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る。

(ケ) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい

生活を継続できる地域体制を整備するため、中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進する事業。

(コ) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

多様化及び増大する見込みである権利擁護支援ニーズに対応するため、地域や福祉、行政、司法など地域連携ネットワークの多様な主体による権利擁護支援の機能を強化する事業。

(サ) 持続可能な権利擁護支援モデル事業

成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施する事業。

(シ) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う試行的な取組を実施する社会福祉協議会を支援し、体制整備に当たっての課題を整理する事業

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

(ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

(イ) 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

(ウ) 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活を送れるよう支援する事業。

(エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活等の支援を行う事業。

(オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実

強化等による認定事務の適正化の取組を推進する事業。

オ 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、複数の小規模法人の参画する法人間連携プラットフォームを構築し、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組等を推進する事業。

カ 社会福祉法人の連携・協働支援事業

法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、各法人の強みや経営課題の共有を図りながら、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する事業。

キ 社会福祉法人連携・協働支援事業

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力や、経営基盤の強化のため、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行うことにより、社会福祉法人の連携・協働を促進する事業。

#### 4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」、「寄り添い型相談支援事業」、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を除く。

(1) 自立相談支援事業実施要領（別添1）

(2) 被保護者就労支援事業実施要領（別添2）

(3) 被保護者健康管理支援事業実施要領（別添3）

(4) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業実施要領（別添4）

イ 被保護者就労準備支援等事業実施要領（別添5）

ウ シェルター事業実施要領（別添6）

エ 地域居住支援事業実施要領（別添7）

オ 家計改善支援事業実施要領（別添8）

カ 子どもの学習・生活支援事業実施要領（別添9）

キ 都道府県による市町村支援事業実施要領（別添10）

ク 福祉事務所未設置町村による相談事業実施要領（別添11）

ケ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ア）生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づく事業実施要領（別添

12)

- (イ) 生活福祉資金業務システム等改修事業実施要領（別添 13）
  - (ウ) ひきこもり支援推進事業実施要領（別添 14）
  - (エ) 日常生活自立支援事業実施要領（別添 15）
  - (オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領（別添 16）
  - (カ) 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添 17）
  - (キ) 被災者見守り・相談支援等事業実施要領（別添 18）
  - (ク) 被災者見守り・相談支援等緊急事業実施要領（別添 19）
  - コ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和 6 年度補正予算分）実施要領（別添 20-1）
  - サ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和 7 年度補正予算分）実施要領（別添 20-2）
  - シ 生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業実施要領（別添 20-3）
  - ス 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業実施要領（別添 20-4）
  - セ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業（令和 6 年度補正予算分）実施要領（別添 20-5）
  - ソ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業（令和 7 年度補正予算分）実施要領（別添 20-6）
  - タ 子どもの学習支援等強化事業実施要領（別添 20-7）
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業実施要領
- ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業（別添 21）
  - イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（別添 22）
  - ウ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（別添 23）
- (6) 生活保護適正化等事業
- ア 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添 24）
  - イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添 25）
  - ウ 地域福祉増進事業
    - (ア) 福祉人材確保推進事業実施要領（別添 26）
    - (イ) 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 27）
    - (ウ) 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（別添 28-1）
      - (ウ-2-1) 外国人介護人材獲得強化事業実施要領（別添 28-2-1）
      - (ウ-2-2) 外国人介護人材定着促進事業実施要領（別添 28-2-2）
      - (ウ-3-1) 外国人介護人材獲得強化事業（令和 7 年度補正予算分）

実施要領（別添 28-3-1）

（ウ-3-2）外国人介護人材定着促進事業（令和7年度補正予算分）

実施要領（別添 28-3-2）

（ウ-4）介護未経験者マッチング機能強化モデル事業実施要領（別添 28-4）

（ウ-5）福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業（別添 29）

（ウ-6）介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業（別添 30）

（ウ-7）介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業実施要領（別添 31）

（エ）災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業実施要領（別添 32）

（オ）災害ボランティアセンター等機能強化事業実施要領（別添 33）

（カ）運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 34）

（キ）地域生活定着促進事業実施要領（別添 35）

（ク）成年後見制度利用促進体制整備推進事業実施要領（別添 36）

（ケ）互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業（別添 37）

（コ）持続可能な権利擁護支援モデル事業（別添 38）

（サ）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業（別添 39）

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

（ア）地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 40）

（イ）身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 41）

（ウ）自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 42）

（エ）中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 43）

（オ）支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領（別添 44）

（7）社会福祉法人の連携・協働支援事業実施要領（別添 45）

（8）社会福祉法人連携・協働支援事業（別添 46）

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 事業の遂行状況の報告

国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告を求めることとする。